

当組合いちおしの!

# マイカーローン

年

# 2.15%

返済期間5年以内【固定金利】 5年超10年以内【変動金利】

- 融資手続きは迅速!
- ご家族分や2台目3台目 OK
- 残価設定型ローンの借換 OK
- 返済は給与控除で安心
- 保証料・手数料なし

ご要望があれば**職場**にお伺いします!!  
まずはお気軽にお問い合わせください

お使いみち	新車・中古車・バイク・高級自転車・ジェットスキー等購入、 車校・保険・車検・修理費用、他金融機関からの借換費用、その他
お借入金額	800万円以内
返済期間	5年以内（固定）、5年超10年以内（変動）

※退職時には残額一括返済となります。※お申込金額によっては連帯保証人が必要となります。※金利は、金融情勢などにより変更することがございます。※返済額につきましては、店頭にて試算いたします。(お電話でも承ります。)



令和8年4月1日現在

窓口及びホームページに商品説明書をご用意しております

PC、スマホでのアクセスはこちらから



三職信

検索

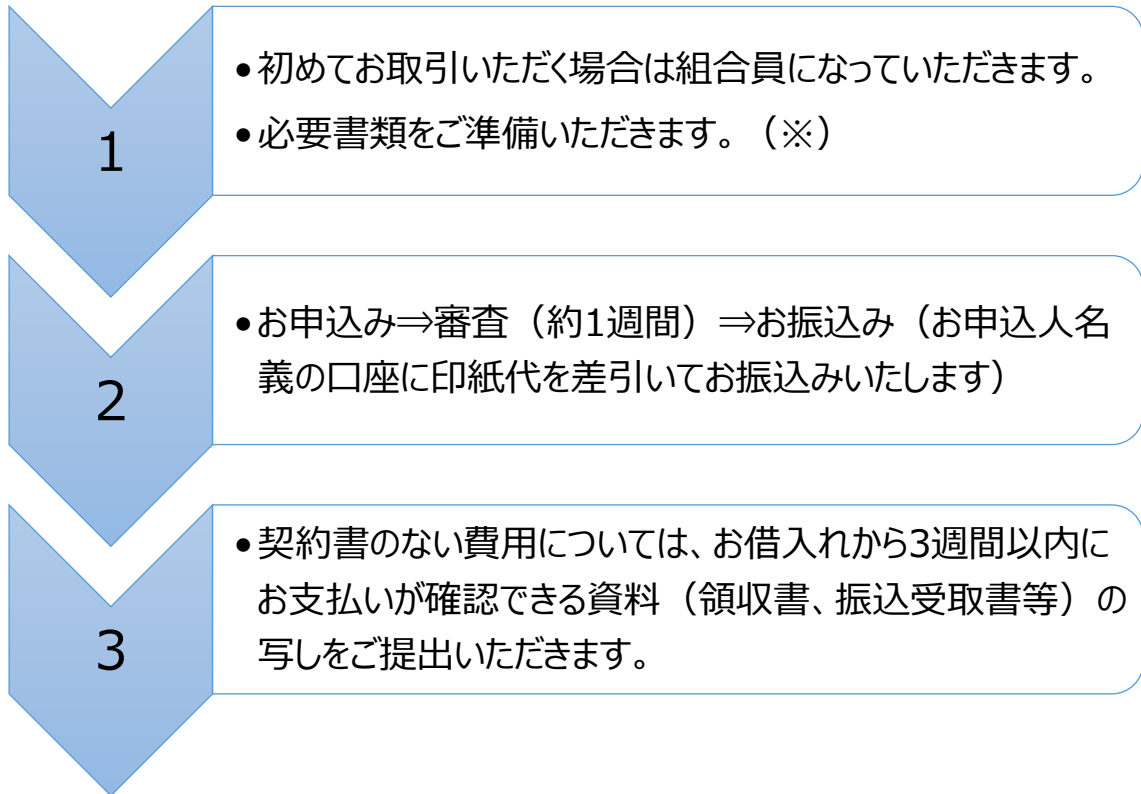
<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>



## 三重県職員信用組合

TEL : 059-228-5205  
融資課直通 : 059-213-6240

## マイカーローンお借入までの手順



### 【必要書類】※

- 直近の給与個人別明細書
- 販売契約書又は注文書等
- マイナンバーカード又は免許証等
- 届出印

(注) 借換の場合は、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

資金使途対象の方とお申込人の名字又は住所が異なる場合は関係がわかる公的書類(戸籍謄本等)が必要です。

### 【記入できるようご準備ください】

- お振込み先(ご本人名義に限ります)
- 当組合以外のお借入状況

# 三重県職員信用組合 マイカーローン ご案内

令和8年4月1日現在

商 品 名	マイカーローン
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ① 当組合の組合員である方（借入申込と同時に加入可） ② 常時勤務する職員で、原則、給与控除・賞与控除による返済が可能な方 ③ 申込時満18歳以上の方
資 金 使 途	自動車、バイク、自転車等を購入、維持等するための費用全般に幅広くご利用できます。 ○ 本人又はご家族分の購入等にも利用ができます。 ○ 2台目以上の購入時にもご利用いただけます。 (ご利用例) ・自動車、バイク、自転車等の購入 ・免許取得、任意保険、車検、修理、カスタム費用等 ・他金融機関のマイカーローンの借換 (当組合借入分の借換は不可) ※ 個人売買及びネットオークションによる購入にはご利用できません。 ※ 事業性資金にはご利用いただけません。
借 入 金 額	10万円以上800万円以下（1万円単位）
返済期間（注1） 借 入 金 利	○ 5年超10年以内（変動金利） 5年以内（固定金利） ○ 借入金利は店頭又は当組合ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。 ○ 借入金利は実際にお借入れいただく日の金利が適用されます。 ○ お借入後の変動金利については、当組合所定の基準金利を基に、年2回（4月1日、10月1日）金利見直しを行います。なお、変更後の金利の適用開始日は次のとおりです。 ① 4月1日変更の場合、同年6月の約定返済日の翌日 ② 10月1日変更の場合、同年12月の約定返済日の翌日
返 済 方 法	○ 給与返済、賞与返済、賞与併用返済から選択できます。 ○ ご返済は給与控除・賞与控除になります。 ○ 元利均等返済になります。
担 保	原則不要
保 証 人	当組合におけるフリーローン、不動産担保を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総貸付金額（今回申込分を含む）が下記①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ① 条件付き採用期間の場合は100万円 ② 勤続年数3年未満の場合は300万円 ③ 勤続年数3年以上の場合は500万円 ※ 当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※ 連帯保証人になられる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不 要
費 用	印紙代が別途必要となります。
期 限 前 返 済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可 (元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要)
必 要 書 類	(1) 給与及びご本人確認書類 ① 給与個人別明細書等 ② マイナンバーカード、運転免許証等 ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 (2) 資金使途確認資料 ① 自動車、バイク、自転車等をご購入の場合 ・販売契約書（写）又は注文書（写）等 ※ 注文書等の場合、「契約書に代わるもの」等の記載が必要な場合があります。 ② 免許取得費用にご利用の場合 ・教習所入学申込書（写）

	<p>③ 任意保険加入にご利用の場合 ・申込書（写）等</p> <p>④ 車検、修理、カスタム費用等にご利用の場合 ・見積書（写）、請求書（写）等</p> <p>⑤ 他金融機関のマイカーローンの借換の場合 ・借入をしている金融機関での償還明細表（写）等</p> <p>※ ④、⑤でご利用の場合、お借入後3週間以内に領収書（写）又は振込受取書（写）等のご提出が必要です。</p> <p>(3) その他 契約書等がご家族名義で、お申込人と名字又は住所が異なる場合、お申込人との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本等）をご提示いただきます。</p> <p>※ なお、必要に応じて上記以外の追加書類（車検証（写）等）をいただくこともありますのでご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・<b>苦情処理措置</b> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く） ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分 なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.sansyokushin.shinkumi.jp">https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b> 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（一社）東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分 ・電話 052-451-2110 ・住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 【窓口：（一社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 ・受付日 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・受付時間 午前9時～午後5時 ・電話 03-3567-2456 ・住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>

(注1) 再任用の方の返済期間は任期満了日までとなります。

※ お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ 退職金支給時には、当組合における借入金全額について一括でご精算いただきます。

※ 住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。

※ 返済額についてなど、ご不明な点がございましたら、融資課までお問い合わせください。

### 三重県職員信用組合 融資課

Tel (代表) 059 (228) 5205  
(融資課直通) 059 (213) 6240  
Fax 059 (228) 3700